

厚木市自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷が少ない脱炭素社会の実現及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、自家消費型太陽光発電システム及び蓄電池システム（以下これらを「対象機器」という。）を導入した事業者に対し、予算の範囲内で厚木市自家消費型太陽光発電等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家消費型太陽光発電システム 太陽光の再生可能エネルギー源を利用する発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であって、次条で規定する補助対象者が、当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費することを目的とするもの及びその附属設備をいう。
- (2) 蓄電池システム 自家消費型太陽光発電システムで発電した電力を効果的に利用する蓄電池システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電池システムに充電された電力を停電時に利用するための設備及びその附属設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を置く法人、団体又は個人事業者とし、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費は、対象機器（未使用品に限り、リース及び附属設備のみのものを除く。）の新設、増設又は交換に要する次に掲げる経費とする。ただし、消費税を除くものとする。

- (1) 対象機器の購入に要する経費
- (2) 対象機器の設置に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 自家消費型太陽光発電システム 発電出力1キロワット当たり5万円を乗じた額(1,000円未満は切り捨てる。)ただし、設備導入に係る経費の合計額に3分の1を乗じた額又は300万円のいずれか低い額を上限とする。
- (2) 蓄電池システム 10万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、厚木市自家消費型太陽光発電設備等導入費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 会社等の経歴が分かる書類
- (2) 契約書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 前号の契約書の写し又はこれに代わるものに、対象機器の導入に係る経費の内訳が明記されていない場合は、対象機器の導入に係る経費の内訳書類
- (4) 対象機器に係る仕様書
- (5) 対象機器を設置する施設の登記事項証明書又はこれに代わるもの(当該施設を新築する場合にあっては、建築確認済証の写し又はこれに代わるもの)
- (6) 対象機器の設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)(対象機器と対象機器以外の設備が判別できるものに限る。)
- (7) 発電した電力を全て自家消費可能であることを証する書類
- (8) 補助対象者と対象機器を設置する施設の所有者が異なる場合にあっては、厚木市自家消費型太陽光発電設備等導入費補助金に係る設置施設に関する同意書(施設の所有者に係る役員等氏名一覧表)及び現在事項証明書若しくは履歴事項証明書(発行日から3箇月以内のもの)又はこれに代わるもの
- (9) かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱(令和2年4月17日施行)による神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受けている場合にあっては、交付決定書の写し
- (10) 役員等氏名一覧表
- (11) その他対象機器の設置に関し市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、厚木市自家消費型太陽光発電等導入費補助金

交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第8条 補助対象事業は、交付決定後に着手するものとする。ただし、県補助金の交付決定を受けている場合は、この限りでない。

（事業内容の変更）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに厚木市自家消費型太陽光発電設備等導入費補助金変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼすことがないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査した上で変更承認（不承認）通知書により交付決定者に通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、対象機器の設置完了の日から2箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、厚木市自家消費型太陽光発電等導入完了報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 領収書の写し

(2) 領収書の写しに設備の導入に係る経費の内訳が明記されていない場合は、設備の導入に係る経費の内訳書類

(3) 対象機器の設置完了写真

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定により完了報告をした後、補助金の支払を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金を支払わなければならない。

（協力）

第12条 交付決定者は、地球温暖化対策及びエネルギー政策のため、市長から対象機器の利用状況、エネルギー使用量の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、当該交付決定者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(3) 交付決定後、3年以内に対象機器の売却、譲渡、交換又は貸付けをしたとき。

(重複助成の禁止)

第14条 補助金は、厚木市スマートハウス導入奨励金交付要綱（平成25年4月1日施行）の規定による補助金と重複して受けることはできない。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。